

豊田市社会福祉功績者感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり本市の社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著である者に対し、市長が感謝の意を表するため感謝状を贈呈するにあたり、必要な事項について定める。

(感謝状贈呈の対象)

第2条 市長が感謝状を贈呈する者は、市長感謝状贈呈の基準（別表、以下「基準」という。）に掲げる者のうち、顕彰の社会的意義を勘案し、贈呈することを市長が適当と認めたものとする。

(贈呈の時期)

第3条 贈呈は毎年1回これを行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、随時これを行うことができるものとする。

(推薦方法)

第4条 感謝状贈呈の対象者の推薦は、基準に掲げる推薦者によるものとし、豊田市長感謝状贈呈候補者推薦調書（様式1又は様式2）により行うものとする。

(除外要件)

第5条 第2条に該当するものであっても、既にこの要綱に基づき市長感謝状の贈呈を受けたものは、これを除外する。ただし、基準に掲げる感謝状贈呈対象者の区分（以下「区分」という。）が、前回の受賞の際の区分と異なる場合又は寄附（団体・個人）に該当する場合は、この限りでない。

(対象者の決定)

第6条 市長は、第4条による推薦を受けたときは、豊田市社会福祉功績者選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて、決定するものとする。

2 委員会の委員は、福祉部長、福祉部副部長及びやすらぎ福祉総務課長をもって充てる。ただし、欠席委員が指名した所属課職員で、委員長が特に認める者については、委員を代理する者として職務権限を付与する。また、委員長が必要があると認めるときは、臨時に委員を加えることができる。

3 委員会に委員長を置き、福祉部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、緊急やむをえない必要がある場合には、委員長が委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

7 委員会の事務局は、やすらぎ福祉総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 9 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 9 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 7 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 4 日から施行する。